

第 9 章

事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、広尾漁業協同組合

(ア) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

(ロ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(ハ) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

イ 広尾町

(ア) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

(イ) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

(ロ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

(ハ) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

- (オ) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 船舶の所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - a 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - b 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する広尾海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (ク) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - a 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - b 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - c 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - d 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - e 海難防止に対する意識の高揚
- (ケ) 第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - a 海技従事有資格者の乗船確認
 - b 無線従事有資格者の乗船確認
 - c 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

3 災害応急対策

(1) 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、広尾町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有

化、応急対策の調整等を行うものとする。連絡系統は別記１のとおりとする。

イ 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 広 報

第５章第３節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、広尾漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）、町（消防機関）、北海道、北海道警察

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 海難の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 海難の状況
- b 旅客及び乗組員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 広尾町

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災

害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、広尾漁業協同組合、広尾救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第7節「海難予防及び救助計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 遭難船舶を認知したときは、広尾海上保安署及び広尾警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、広尾海上保安署ととちまち広域消防事務組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第11節「医療救護及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の処理及び埋葬計画」の定めるところにより実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

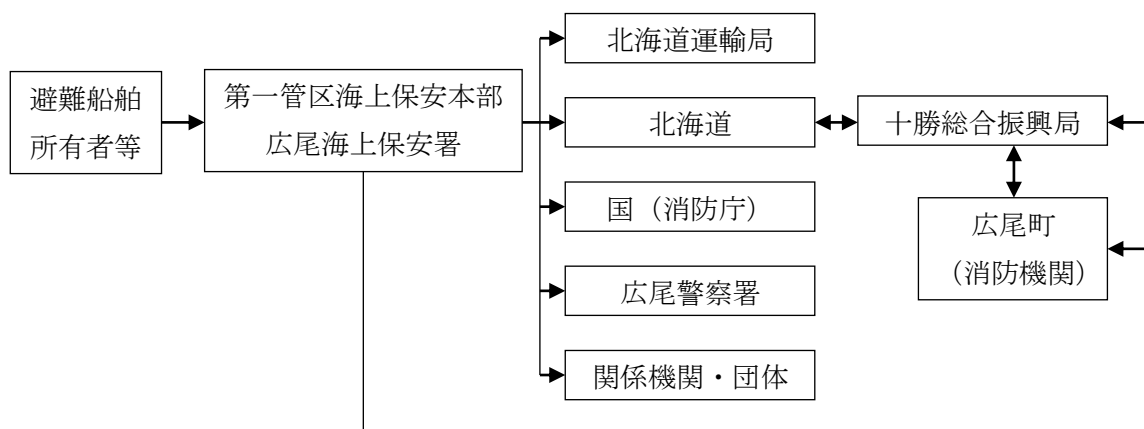
海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

(10) 広域応援

海難の規模により広尾町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道や他の市町村等へ応援を要請する。

別記 1

情報通信連絡系統図



第2節 流出油等対策計画

1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）、北海道、北海道警察、広尾町（消防機関））

ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 広尾町の実施事項

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(イ) 消火器具の配備。

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(3) 船舶所有者等、漁業協同組合

ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるところによる。

(1) 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の連絡系統は別記のとおりとする。

イ 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道

運輸局、第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）、広尾町（消防機関）、北海道、北海道警察

イ 実施事項

(ア) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 広尾町

町は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

ア 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

イ 北海道、広尾町(消防機関)

(ア) 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

(イ) 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

ウ 広尾警察署

(ア) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

(イ) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

ア 第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町（消防機関）に協力を要請するものとする。

イ 広尾町（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部（広尾海上保安署）の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

(9) 広域応援

町、道及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び広尾救難所の協力

危険物関係施設管理者及び広尾救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第3節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

- (ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (ロ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- (カ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (キ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (ク) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害時の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者、広尾町、広尾警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 道路災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 道路災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報

- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 広尾町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 避難救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護及び助産計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 消防機関

(ア) 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」に定めるところにより、速やかに対処し危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

ア 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

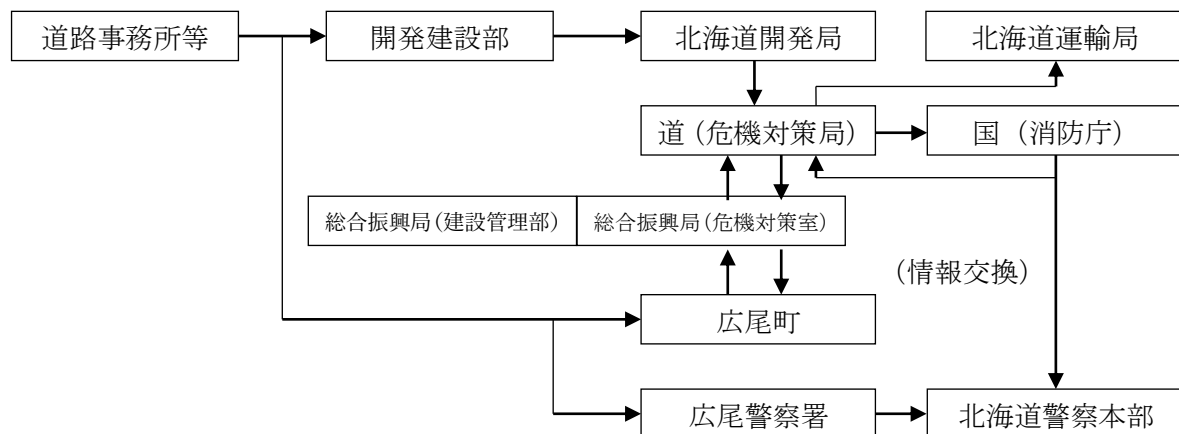
ウ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

エ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

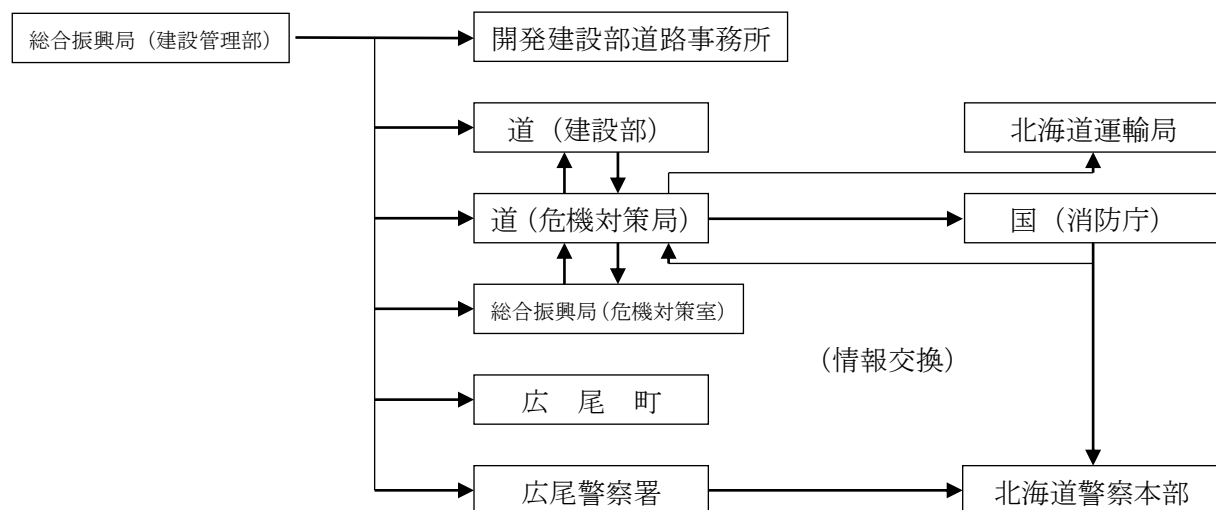
別記

情報通信連絡系統図

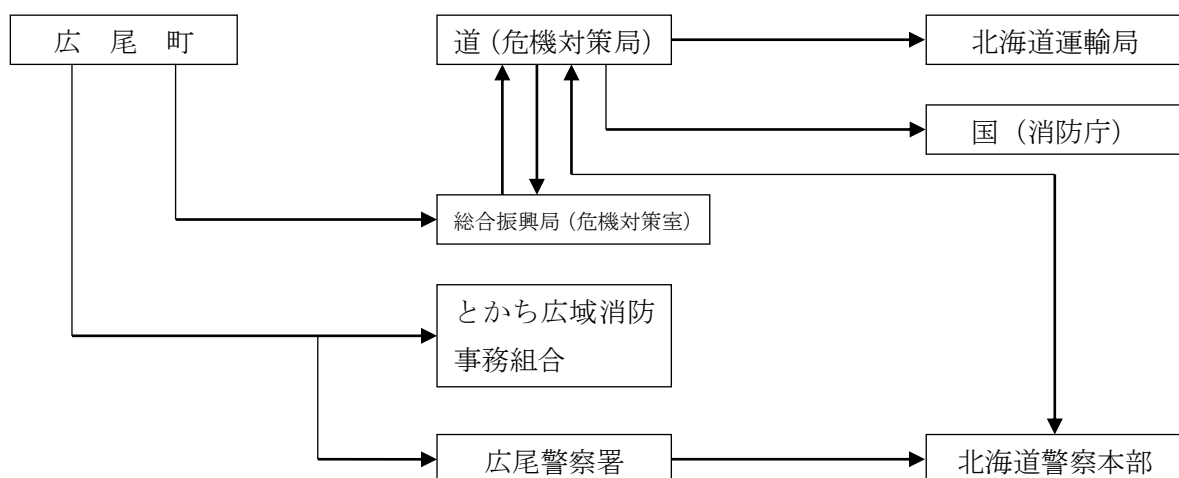
1 国が管理する道路の場合



2 道が管理する道路の場合



3 町が管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されているもの

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

- (ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 広尾消防署

- (ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 広尾警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

イ 広尾警察署

- (ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ロ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 広尾消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(イ) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規定の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ロ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

イ 広尾警察署

(イ) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(ロ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

ウ 広尾消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(イ) 毒物及び劇物取扱法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(ロ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 広尾警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

ウ 広尾消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

イ 広尾消防署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 広尾警察署

(ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(6) 主要事業所危険物施設

主要事業所危険物施設は、次のとおりである。

危険物貯蔵・取扱施設

(令和2年12月1日現在広尾消防署調べ)

(単位：リットル)

所在地	貯蔵区分	設置者	ガソリン	軽油	灯油	重油	オイル	アルコール	動植物油類	連絡先
広尾町本通 10丁目	給油 取扱所	(有)勝見商店	15,600	9,600 (第2石油類)			2,000			2-3038
広尾町丸山 通北1丁目	給油 取扱所	十勝エナジティック 株式会社	19,000	9,500	19,000	1,800				2-2709

第9章 事故災害対策計画

所在地	貯蔵区分	設 置 者	ガソリン	軽油	灯油	重油	オイル	アルコ ール	動植物 油類	連絡先
広尾町丸山 通北2丁目	給油 取扱所	(株)石山商店 (駅前スタンド)	9,600	9,600						2-3105
広尾町並木 通東3丁目	給油 取扱所	広尾町農業協同組合 (広尾給油所)	34,000	14,000						2-2454
広尾町本通 4丁目	給油 取扱所	日勝シエル石油 株式会社	18,000	12,000	10,000		1,900			2-2197
広尾町紋別 18線48番地	給油 取扱所	広尾町農業協同組合 (豊似給油所)	15,000	10,000						5-2121
広尾町会所 前5丁目	給油 取扱所	十勝海運株式会社	5,000	40,000	10,000					2-2128
広尾町野塚 10線32番	給油 取扱所	(有)臼井重機 (自家用)		19,200						2-5722
広尾町陣屋 70番の6	給油 取扱所	(有)共栄運輸 (自家用)		19,200						2-5551
広尾町野塚 772番地の2	給油 取扱所	高堂建設(株) (自家用)		19,000						2-2757
広尾町並木 通南3丁目3	給油 取扱所	(有)青木工業 (自家用)		21,000						2-6251
広尾町西4 条7丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町(役場)				12,000				2-2111
広尾町並木 通東1丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町(中学校)				10,000				2-2089
広尾町公園 通南4丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町(特別養護 老人ホーム)				10,000				2-2127
広尾町公園 通南4丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町 (老人ホーム)				8,000				2-3224
広尾町公園 通南4丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町(生活支援 ハウス)				3,000				2-0753
広尾町並木 通東4丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾消防署				8,000				2-2730
広尾町並木 通東1丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾警察署				6,000				2-0110
広尾町並木 通東3丁目	地下タン ク貯蔵所	ホクレン石油 広域流通施設		98,000	98,000					2-2454
広尾町並木 通東1丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾高等学校				5,000				2-2198
広尾町並木 通東4丁目	地下タン ク貯蔵所	広尾町(終末下水 処理センター)				3,000				2-3757
広尾町字紋 別19線51番 地	地下タン ク貯蔵所	広尾町(農村環境 改善センター)				6,000				5-2104
広尾町公園 通南4丁目	地下タン ク貯蔵所	国民健康保険病 院				15,000				2-3111

所在地	貯蔵区分	設 置 者	ガソリン	軽油	灯油	重油	オイル	アルコ ール	動植物 油類	連絡先
広尾町紋別 760番地	地下タン ク貯蔵所	南十勝複合事務組合 (環境衛生センター)				10,000				5-2810
広尾町会所 前6丁目	地下タン ク貯蔵所	とにかち飼料株式 会社				30,000				2-0301
広尾町会所 前6丁目	地下タン ク貯蔵所	とにかち飼料株式 会社						15,000		2-0301
広尾町会所 前2丁目	屋外タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		50,000		150,000				2-2258
広尾町会所 前2丁目	屋外タン ク貯蔵所	広尾漁業協同組合				300,000				2-3131
広尾町フン ベ715-2	屋外タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		40,000						2-2197
広尾町会所 前2丁目	屋外タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社			20,000	150,000				2-2197
広尾町茂寄 127番地	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)				300,000				2-3138
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)				46,000				2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町茂寄 936番地1	屋外タン ク貯蔵所	池下産業(株)							298,000	2-5471
広尾町紅葉 通北2丁目	屋外 貯蔵所	(有)勝見商店		10,000 (第2石油類)		10,000				2-3038
広尾町丸山 通北2丁目	屋内タン ク貯蔵所	(株)福原				7,600				2-4171
広尾町丸山 通北2丁目	一般 取扱所	(株)石山商店			19,000					2-3105
広尾町西4 条9丁目	一般 取扱所	広尾協同石油株式会社			20,000					2-2258

第9章 事故災害対策計画

所在地	貯蔵区分	設 置 者	ガソリン	軽油	灯油	重油	オイル	アルコ ール	動植物 油類	連絡先
広尾町会 所前2丁目	一般 取扱所	広尾協同石油株式会社				20,000				2-2258
広尾町会 所前2丁目	一般 取扱所	広尾漁業協同組合				300,000				2-3131
広尾町フ ンベ715-2	一般 取扱所	日勝シェル石油 株式会社		20,000						2-2197
広尾町会 所前2丁目	一般 取扱所	日勝シェル石油 株式会社			20,000					2-2197
広尾町会 所前6丁目	一般 取扱所	とから飼料株式 会社				6,147				2-0301
広尾町並 木通東3丁目	一般 取扱所	ホクレン石油広 域流通施設		15,000	15,000					2-2454
広尾町本 通3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2197
広尾町本 通3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2197
広尾町本 通3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2197
広尾町西 1条3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000	1,000	1,000				2-2197
広尾町西 1条3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2197
広尾町西 1条3丁目	移動タン ク貯蔵所	日勝シェル石油 株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2197
広尾町丸 山通北2丁目	移動タン ク貯蔵所	(株)石山商店		3,000 (第2石油類)						2-3105
広尾町丸 山通北2丁目	移動タン ク貯蔵所	(株)石山商店		1,000	2,000					2-3105
広尾町本 通10丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)勝見商店		3,000 (第2・3石油類)						2-3038
広尾町本 通10丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)勝見商店		4,000 (第2・3石油類)						2-3038
広尾町丸 山通北1丁目	移動タン ク貯蔵所	十勝エナジティ ック株式会社		3,750	3,750					2-2709
広尾町丸 山通北1丁目	移動タン ク貯蔵所	十勝エナジティ ック株式会社			2,500					2-2709
広尾町丸 山通北1丁目	移動タン ク貯蔵所	十勝エナジティ ック株式会社		3,000 (第2石油類)						2-2709
広尾町並 木通東1丁目	移動タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		4,000 (第2・3石油類)						2-2258
広尾町並 木通東1丁目	移動タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		4,200 (第2石油類)						2-2258

所在地	貯蔵区分	設 置 者	ガソリン	軽油	灯油	重油	オイル	アルコ ール	動植物 油類	連絡先
広尾町並木 通東1丁目	移動タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		4,200 (第2・3石油類)						2-2258
広尾町並木 通東1丁目	移動タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		4,200 (第2・3石油類)						2-2258
広尾町陣屋 36	移動タン ク貯蔵所	広尾協同石油株式会社		4,200 (第2・3石油類)						2-2258
広尾町野塚 10線32番	移動タン ク貯蔵所	(有)白井重機		4,000						2-5722
広尾町会所 前2丁目	移動タン ク貯蔵所	広尾漁業協同組合		4,000 (第2・3石油類)						2-3131
広尾町野塚 8線43番	移動タン ク貯蔵所	(有)三幸産業		4,000 (第2・3石油類)						5-2091
広尾町白樺 通北1丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)山正興業		2,000 (第2・3石油類)						2-3900
広尾町白樺 通北1丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)山正興業		4,000 (第2・3石油類)						2-3900
広尾町丸山 通北7丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)田中建設		3,000 (第2石油類)						2-3338
広尾町紅葉 通北3丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)青木工業		4,000 (第2・3石油類)						2-6251
広尾町紅葉 通北3丁目	移動タン ク貯蔵所	(有)青木工業		2,500 (第2石油類)						2-6251

4 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

危険物等災害時の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害

広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被害者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 広尾町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流失・拡散の防止、流失した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防機関

(ア) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(イ) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(6) 避難救出活動

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 医療救護活動

町及び関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

広尾警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

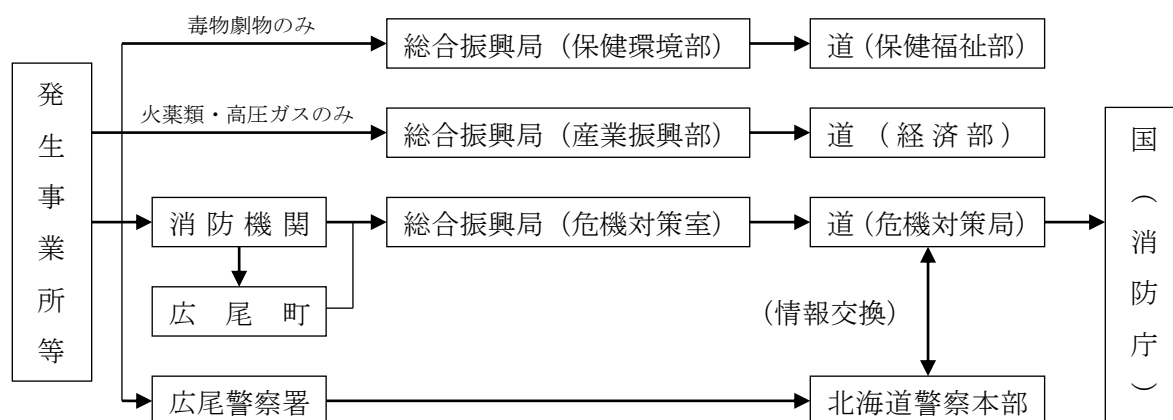
知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記

情報通信連絡系統図



第5節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、公民館、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分に配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報を受け、又は気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の情報通信連絡系統図は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害が発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の実施する応急対策の概要
- e 避難の必要性等、地域に与える影響
- f その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 広尾町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難救出活動

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 医療救護活動

町及び関係機関は、計画第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

広尾警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

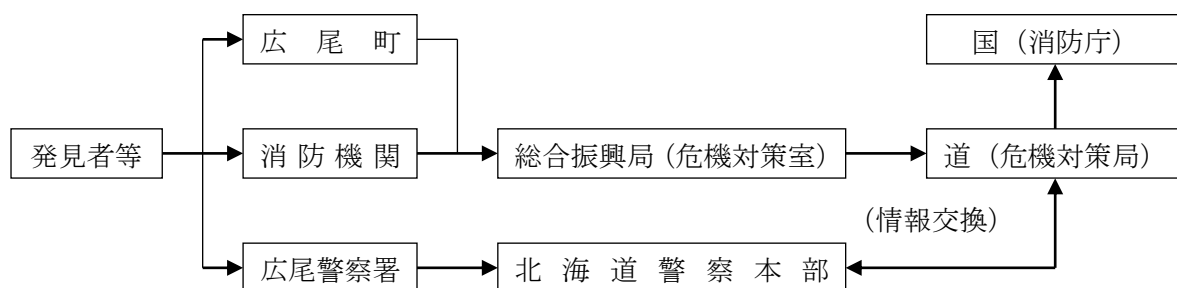
町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記

情報通信連絡系統図



第6節 林野火災予消防計画

1 広尾町林野火災予消防連絡会議

実情に応じた対策の樹立を行い、林野火災の予消防の推進を図る。

(実施機関)

広尾町、十勝西部森林管理署広尾森林事務所、広尾町森林組合、広尾警察署、
とかち広域消防事務組合広尾消防署、十勝総合振興局森林室大樹事務所

(協力機関)

広尾町農業協同組合、各行政区、各報道機関、J R北海道バス、十勝バス、帯
広開発建設部広尾道路事務所、東北海道木材協会、大面積山林所有者

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

火災気象通報伝達系統については、第3章第3節「気象業務に関する計画」による。

なお、通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

3 林野火災対策

林野火災の予消防対策については次のとおりとする。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者に対し、次の事項を厳守するよう啓発するとともに、入林制限等を行い、林野火災の予防に努める。

ア 入林中のたき火及び煙草の吸い殻の投げ捨て禁止。

イ 入林する場合、国有林については広尾森林事務所、町有林については広尾町、民有林については所有者の入林許可等を得ること。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるよう指導し、火入れをする場合は必ず許可を受け、許可付帯条件を厳守するよう徹底する。

火入れを許可した時は、各関係機関との連絡に万全を期すものとする。

(3) 林野火災消防対策

林野火災発生の際は、関係機関等の積極的な協力を求め、早期消火を図るものとする。

ア 山火事発見者は、速やかに消防機関等に通報するものとする。

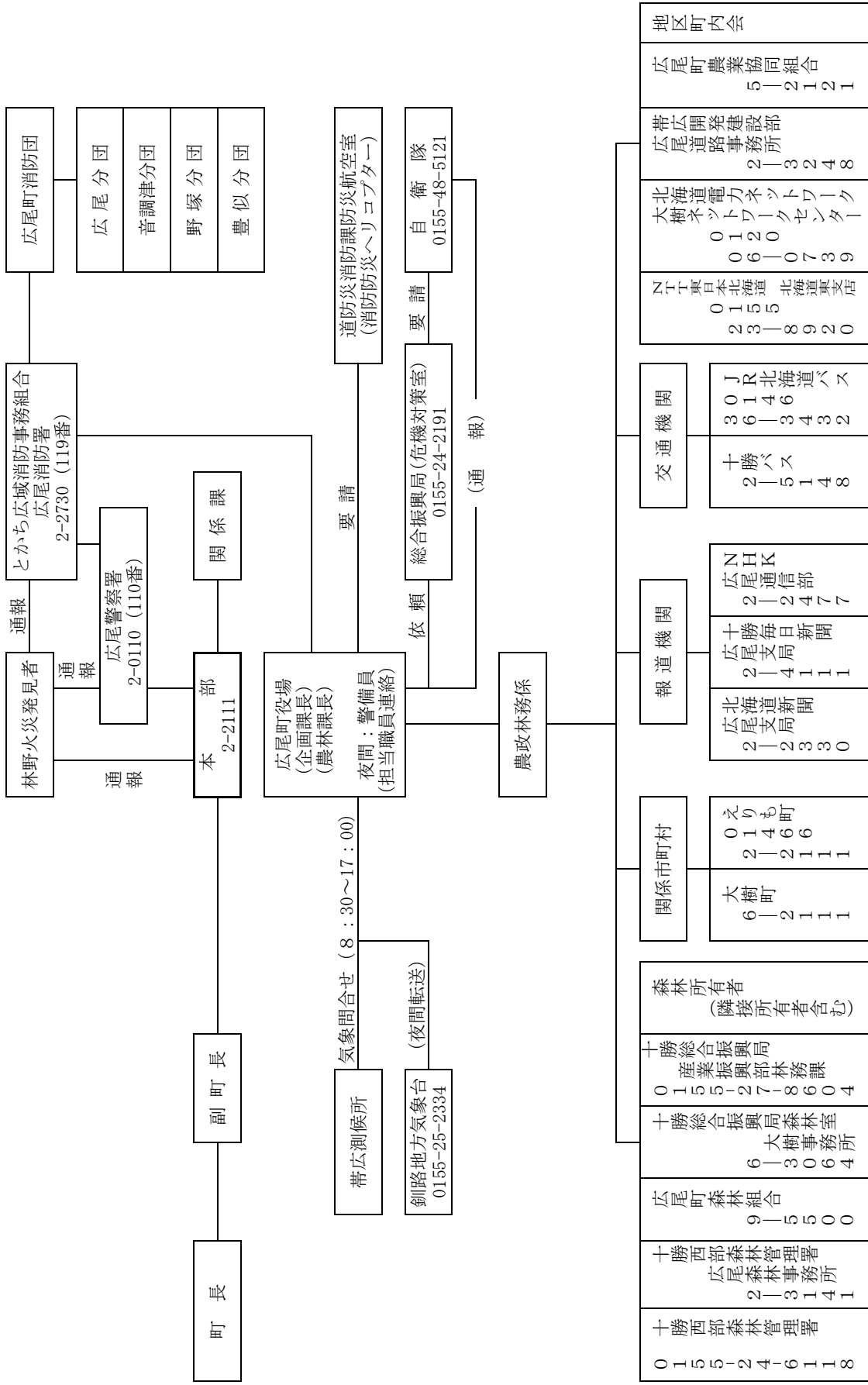
イ 通報を受けた機関は、林野火災連絡系統図により直ちに他の機関と連絡を取り、速やかに消火対策に入るものとする。

ウ 山火事消火において延焼拡大の危険性があり、消火困難となったときは、北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に対して応援を要請するものとする。

また、その後の状況により自衛隊の派遣を依頼（十勝総合振興局経由）する。

(4) 林野火災連絡系統は、別紙のとおりとする。

林野火災連絡系統図



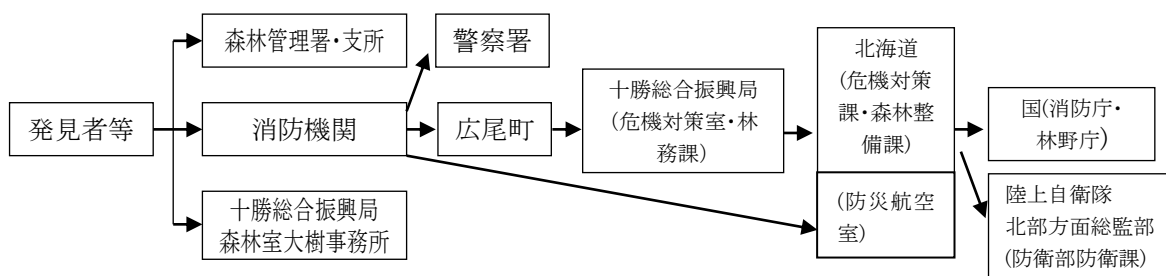
※ 伝達は、災害の状況又は気象等の内容により、必要に応じて行う。

4 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野焼失等の災害時における連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 広尾町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

広尾警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施要項

(ア) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(イ) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(ア) 実施要項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するも

のとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(ア) 実施機関

町、道

(イ) 実施要項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

(ア) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ災害応急対策を実施する。

(ウ) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(ア) 道路管理者

道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

(ア) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、町を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(イ) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や

集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第20節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより要請するものとする。

(12) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。